

障害福祉サービス事業所の長 様
障害者支援施設長 様
相談支援事業所の長 様
地域振興局健康福祉（環境）部長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

就労継続支援（A型・B型）サービスの指定に係る取扱いの 見直しについて（通知）

日頃から本県の障害福祉施策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

就労継続支援（A型・B型）サービスの指定に係る手続きについて、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」（令和7年11月28日付け障障発 1128 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を踏まえ、事前協議段階における確認の強化及び審査の質の確保を図るため、下記のとおり見直しを行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直しの趣旨

事前協議段階における確認を強化し、障害福祉サービスの制度理解及び適切な地域ニーズの把握を図るとともに、審査の質及び公平性を確保すること。

2 主な見直し内容

(1) 事業実施計画書（就労継続支援用）の導入

- ・ 申請するサービスに就労継続支援（A型・B型）を含む場合は、「事業実施計画書（就労継続支援用）」の提出を必須とします。計画の内容は、開所予定地における地域ニーズや既存サービスの状況を十分に把握し、その結果を踏まえたものとしてください。
- ・ 他者の支援を受けて事業実施計画書を作成することも可能ですが、記載内容は、法人代表者や管理者が責任を持って確認してください。
- ・ 事業実施計画書の提出は、事前協議の申込み後に提供する説明用動画の視聴後に行ってください。

(2) 事前協議の実施

- ・ 事業実施計画書に基づく事前協議を必須とします。説明は、法人代表者又は管理者が行ってください。
- ・ 県で計画内容、指定基準への適合性を確認し、補正を依頼しますので、別途お示しする期限までに必要な補正を全て完了してください。補正の完了をもって事前協議の完了とします。期限までに完了しない場合には、希望する指定日の翌月以降の指定となります。

(3) 指定スケジュールの厳格化

事業実施計画書の提出から指定までの期間について、下表のとおり見直しを行い、計画段階から十分な内容確認を行うこととします。

なお、事業実施計画書（指定の3か月前）及び指定申請書（指定の1か月前）の提出期限はいずれも厳守とし、期限までに提出がない場合は、指定を翌月以降へ延期する取扱いとします。

また、指定申請書については、指定の1か月前までに不備のない状態で提出されたものを受理することとします。

	時期	事業者の動き	指定権者（県）の動き	提出期限等 (9月1日指定希望の場合)
事前協議	随時（遅くとも4か月前まで）	・事前協議の申込み ・説明用動画の視聴	・説明用動画の提供 ・事前協議に係る日程調整	4月30日
	3か月前まで	・事業実施計画書の提出 ・事前協議における事業計画の説明 ・補正	・計画内容及び指定基準への適合性の確認 ・補正依頼	5月31日 <u>(厳守) ※</u>
	2か月前まで	・指定申請書（案）の提出 ・補正	・審査 ・補正依頼	6月30日
指定申請	1か月前まで	・指定申請書の提出 (全書類必須)	・審査 ・(不備がない場合) 受理	7月31日 <u>(厳守) ※</u>
	前月10日頃		・(必要に応じ) 現地確認 ・指定通知書の交付	8月10日
指定	毎月1日付		・指定は1日付け	

※期限までに書類が整わない場合は、指定を希望の翌月以降へ延期

3 適用時期

令和8年9月指定分から適用します。

なお、本通知の発出後に事前協議を開始する場合は、原則として令和8年9月以降の指定となります。

4 運用開始に向けた対応

「事業実施計画書（就労継続支援用）」は、本県ホームページに掲載済みです。

「就労系サービス事業者向け情報」のページから御確認ください。

(URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougaifukushi/0522076.html>)

事前協議の申込みフォームについては、令和8年4月中に本県ホームページへ掲載する予定です。

担当：地域生活支援係 森山（3/31まで）／石井（4/1以降） 電話：025-280-5212
